

査 答 申 第 6 2 号

平成30年11月12日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石田榮仁郎

平成30年6月25日付け「生管第41号」で諮問のありました事案について  
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

生駒市長が、平成30年4月12日付け「生管第4号」で審査請求人にした処分  
を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が生駒市長（以下「市長」という。）に対し、生駒市情報公  
開条例（平成20年9月条例第31号）に基づいて、「平成30年4月20日の調査  
に先がけ、現場説明するための奈良県より生駒市に発行されている図面（キトラ川）」  
（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求したところ、市長が、本件行政文書

が存在しないことを理由に、不存在とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分の取消し及び本件行政文書の開示を求めるものである。

## 2 前提事実等

ア 奈良県は、平成30年4月20日、審査請求人の求めにより、同人立会の下、キトラ川の調査（以下「本件調査」という。）を行った。

イ 本件調査には生駒市の職員も同行した。

ウ 本件行政文書は、奈良県が、本件調査に際し、現場説明のため、事前に生駒市に提供した図面である。

なお、審査請求人は開示請求する文書について反論書及び口頭意見陳述において、本件行政文書よりも広範囲のものを対象としているかのような主張も行っている。しかし、行政文書開示請求手続における請求対象文書は、開示請求書の記載から客観的、一義的に定められるべきものであるところ、本件開示請求書（平成30年4月6日付け）の記載を合理的に解釈すれば、本件行政文書は上記のとおりであると認められる。

## 第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

### 1 争点

本件行政文書が存在するかどうか。

### 2 争点に対する当事者の主張の要旨

（市長）

奈良県の水路（落差工）計画書中のキトラ川の改修工事に関する図面は、奈良県が作成しているものであり、生駒市はその提供を受けていない。

（審査請求人）

ア 奈良県によるキトラ川改修工事の計画区域内には生駒市の市道が存在し、またキトラ川の底地の所有権者は生駒市であることから、本件行政文書が存在するはずである。

イ 奈良県が平成6年に作成したキトラ川改修計画に係る図面は生駒市に提供されているはずであるから、本件行政文書も存在するはずである。

#### 第4 当審査会の判断

本件審査請求においては、審査請求人が、本件処分時に市長が本件行政文書を保有していた事実を推認することができる事実を摘示する責任を負うと解すべきところ（最高裁平成26年7月14日判決集民第247号63頁 参照）、審査請求人の主張は、畢竟「存在するはずである」とするのみであり、本件処分時において市長が本件行政文書を保有していたことを推認させるには不十分である。

また、仮に本件行政文書が存在すれば、本件調査においてそれを携行することが自然であるところ、本件調査の場において調査に当たった奈良県職員及び立ち会った生駒市職員のいずれも図面を携行していなかったことについて当事者間に争いが無い。この事実は、逆に、市長が本件調査時においても、本件行政文書を保有していなかったことを推認させるものである。

以上のとおりであるから当審査会は「審査会の結論」のとおり答申する。

#### 第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

#### 審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年6月25日	・市長からの諮問を受けた。
平成30年7月30日	・市長から弁明書の提出を受けた。
平成30年7月30日 (第134回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。

平成30年9月12日 (第135回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関の口頭理由説明を実施した。</li> <li>・審議を行った。</li> </ul>
平成30年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求人から反論書の提出を受けた。</li> </ul>
平成30年10月16日 (第136回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求人の口頭意見陳述を実施した。</li> <li>・審議を行った。</li> </ul>
平成30年11月12日 (第137回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議を終結し、答申文を決定した。</li> </ul>

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き樹 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お 緒 がた けん し史 緒 方 賢 史	弁護士	
わ じま み え こ子 和 島 美 枝 子	弁護士	
は ぶち まさ ひろ裕 羽 渕 雅 裕	帝塚山大学教授	